

2019 年度事業計画書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

公益財団法人アイザワ記念育英財団

1. 公益目的事業

(1) 奨学金の給与

大学生及び大学院生（留学生を含む）に対し次のとおり奨学金を給与します。

(単位：円)

区 分	人数（うち新規）	月額/人	年間支給予定額
大学生	28 (15)	30,000	10,080,000
大学院生	3 (3)	45,000	1,620,000
合 計 【 31 名 (18 名) 】			11,700,000

(2) 奨学生指導のための関連付帯事業

奨学生に対し、関連付帯事業を次のとおり実施します。

- ① 奨学金支給式及び研修懇親会の開催
- ② 各種課題レポートの提出
- ③ 書面による生活状況の報告
- ④ 奨学生への助言等

細心の注意をもって助言し、問題がある場合には、事態の改善に向けての指導支援を行います。また、必要に応じて各大学の学生課担当者と連携し、事態の改善を図ります。

2. 管理事業

(1) 会議の開催

理事会を年 2 回、評議員会を年 1 回、奨学生選考委員会を年 1 回、その他必要に応じて臨時の役員会を開催します。

(2) その他

上記に掲げるもののほか、定款第 4 条第 1 項第 3 号によりこの法人の目的を達成するために必要な事業を行います。

以上